

## 利用規約

この利用規約（以下「本規約」といいます）は、株式会社トレミール（以下「トレミール」といいます）が承認した通信機器端末およびアプリケーション等のレンタルサービス及び、トレミールの提供する付加サービスを総称した通信機器レンタルサービスの提供条件等を定めたものです。本サービスのご利用にあたっては、本規約の全文をお読みいただいたうえで、本規約の各条項に同意いただくことが必要となります。本規約の条項のいずれかに同意されない場合には、本サービスをご利用いただくことはできません。

### 第1条「TRE MOBILE RENTAL プラン」

当社はこの利用規約(以下「本規約」といいます)に基づき、通信機器レンタルサービス「TRE MOBILE RENTAL」(以下「本サービス」といいます)を提供します。

### 第2条（利用規約の変更）

当社は、当社が必要と判断した際には、本規約を変更できるものとし、一定期間の予告を行った後に適用します。

### 第3条（用語の定義）

本規約において、次の各号の用語の意味は、当該各号の通りとします。

- ・「本サービス契約」とは、当社から本サービスの提供を受ける為の契約をいい、利用申込に基づき所定の確認手続きを行い当社が承諾した時点で、本規約に同意し契約が締結されたものとします。
- ・「本サービス利用者」とは、当社と本サービスを締結している者とします。
- ・「貸与機器」とは、本サービスを利用する為の通信機器、その他付属品類、USIM カードなどの必要機器類を言います。
- ・「貸与アプリ」とは、本サービスに附帯する、アプリケーションなどソフトウェア類を言います。

### 第4条（本サービスの使用エリア）

本サービスの提供区域は、貸与機器の通信事業者が提供する区域内とします。  
本サービス利用者は、商品のサービスエリアを確認の上、申し込むものとします。

### 第5条（本サービスの内容）

当社が提供する本サービスの内容は、次の各号に掲げる事項に係るものとします。

本サービスのレンタル利用提供

- ・当該サービスの利用に必要な通信機器および、その付属品類の貸与
- ・貸与機器類に故障が生じた場合の代替機器類の手配

本サービスには、次の貸与機器タイプがあります。

- ・Android、iOS を搭載したスマートフォン及びタブレット
- ・Pocket Wi-Fi(モバイル Wi-Fi ルーター)タイプ
- ・衛星携帯電話
- ・その他、当社の定める各種機器
- ・上記に附帯する通信回線、SIM カード、アプリケーション、ソフトウェア

通信回線について

- ・本サービスに附帯する通信回線はいずれのタイプも、最大通信速度を保証するものではなく、利用環境に応じ、通信速度は低下します。建物の構造上、電波の入りにくい状態がございます。
- ・通信可能エリアについては各キャリアのホームページにてご確認ください。

### 第6条（契約の申込）

申込者は、本規約を承諾の上、当社所定の方法により、本サービスの利用申込を行っていただきます。

申込者は、音声通信付きレンタルサービスの申込にあたり、携帯電話不正利用防止法に定められた、本人確認書類及び法人確認書類もしくはその写しを提供するものとします。

携帯電話不正利用防止法については以下 WEB サイトをご確認ください。

[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000693220.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000693220.pdf)

### 第7条（契約申込の承諾）

本サービス契約は、前条所定の利用申込を当社が承諾したときに成立します。

当社は、次の場合、本サービス契約の申し込みを承諾しないことがあります。また、当社は、本サービス契約成立後であっても、次の各号に該

当することが判明した場合には、何らかの通知又は催告を要することなく、ただちに本サービス契約を解約し貸与機器の返還を求めることができるものとします。

- ・通信事業者が提供するサービスが、理由の如何を問わず終了した場合
- ・本サービス契約の申込時に虚偽の事項を通知したことが判明した場合
- ・申込者が本サービス契約上の債務の支払いを怠るおそれがあると当社が判断した場合
- ・過去に不正使用などに本サービス契約が判明した場合
- ・申込者が未成年であって、本サービス契約の申し込みに当たり法定代理人等の同意を得ていない場合
- ・違法に、または公序良俗に反する態様で本サービスを利用する恐れのある場合
- ・申込者が、当社または本サービスの信用を損失する恐れのある態様で本サービスを利用するおそれがある場合
- ・当社が提供する本サービスを直接または間接の利用する者の当該利用に対し、支障を与える態様で本サービスを利用するおそれがある場合
- ・その他本サービス契約の申し込みを承諾することが、技術上または当社の業務の遂行に支障がある当社が判断した場合
- ・本サービス契約の申込後、貸与機器が申込者指定の住所に届かなかった場合
- ・当社の規定する与信基準に満たない場合

#### 第8条（契約事項の変更等）

本サービス利用者は、その名称または住所などに変更があった場合は、当社に対し、速やかに当該変更の事実を証明する書類を添えて届け出るものとします。

#### 第9条（権利の譲渡等）

本サービス利用者は第三者に対し、サービス契約上の権利または義務を譲渡または移転することは出来ません。

#### 第10条（契約の取消、キャンセル）

- ・商品発送後の返品・交換・キャンセルには、対応しておりません。  
サービス利用者は、レンタルした端末、その他の貸与品を当社に返還した場合でもレンタル期間満了までのレンタル料を支払わなければならない。既にレンタル料を支払い済みの場合でも、その返還を求めることはできません。
- ・ご利用前のキャンセルは、お届け日の7営業日前までとし、7営業日を超えるキャンセルの場合は、レンタル料は全額お申込者負担となります。既に利用料金を支払い済みの場合でも、その返還を求めることはできません。  
見積書等で別途、キャンセル条件を指定している場合は見積書等に記載のキャンセル条件が優先され適用となります。

#### 第11条（契約の解除）

当社は、本サービス利用者が次の場合、本サービス契約を解除します。

- ・第7条（契約の承諾）における、契約を承諾しない各号の一つに該当する場合
- ・本規約に定める本サービス利用者の義務に違反した場合
- ・本サービス利用者について、破産・会社更生・整理または民事再生に係る申立があった場合
- ・その他当社が解除するについて止むを得ない理由があると判断した場合

前項の解除があった場合は、本サービス利用者は直ちに貸与機器を返還するものとし、返還による費用は本サービス利用者が負担するものとします。

また、本サービス利用者は、解除によって生じた一切の損害ならびに債務を負担するものとします。

#### 第12条（利用期間・返却）

本サービス契約の利用期間は、利用者の事前の申し出に基づき定められ、当社発行の見積書または申込書に記載するものとします。

本サービス利用者は、レンタル終了日中に配送手続きを完了するものとします。

返却期日はレンタル終了日の翌日の発送消印を有効となります。

- ・再契約(延長)のお申込みのない貸与機器については通信の停止を行う場合がございます。
- ・当社に着払いにて返却があった場合、当社は本サービス利用者に対して着払い料金のご請求を行います。
- ・延長により発生するレンタル料金は期間に応じて定められた料金を支払うものとします。
- ・連絡なく返却期日を超過した場合は、別途定める延滞料金をお支払いいただきます。

#### 第13条（利用料金）

本サービス利用者は、各プランに応じて定められた利用料金を当社が指定した所定の期日までに所定の方式で支払うものとします。

なお、振込手数料、決済手数料、その他レンタル料の支払いに要する費用は利用者が負担するものとします。

以下の料金は機器返却後に支払うものとします。

- ・返却までに使用した、無料対象外および無料超過分の通話料/通信料
- ・追加レンタル料

- ・延滞料
- ・破損、紛失による弁済代金
- ・禁止事項の不履行による損害金

#### 第 14 条（支払方法）

利用料金の支払いは、当社の指定した期日までに銀行振込にて支払うものとします。

ただし、支払方法が別途取り決められている場合は、その方法に従うものとします。

振込手数料は本サービス利用者の負担となります。

当社は前条に定める利用料金、及び違約金等、その他本規約に基づく本サービス利用者に対する債権の請求及び受領行為を第三者に委託することが出来るものとします。

#### 第 15 条（貸与機器の管理）

本サービス利用者は、善良なる管理責任者をもって貸与機器一式を維持、管理するものとし、その利用に当たっては以下の行為を行ってはならないものとします。

- ・貸与機器の第三者への譲渡、質入、その他の処分
- ・貸与機器の分解、解析、改造、改変等
- ・貸与機器の損壊、破棄、紛失等
- ・貸与機器の著しい汚損（シール貼り付け、切削、着色等）
- ・本サービス以外の不正使用
- ・貸与機器の取扱説明書に記載されている禁止事項に該当する行為
- ・返却時のパスロックの解除（返却後にパスロック解除ができない場合は紛失扱いとなります）
- ・前項の禁止事項で該当すると当社が判断した場合、本サービス利用者は当社の請求に従い、損害賠償として別表に定める違約金もしくは弁済金を直ちに支払うものとします。

#### 第 16 条（貸与機器の故障・エリアによる不具合・紛失）

- ・貸与機器の故障、エリアによる不具合

貸与機器が正常な使用状態で故障、破損または滅失等（以下、「故障等」といいます）により正常に動作しなくなった場合、当社は当該機器を正常な同等機器と無償交換します。

この場合、当該利用者は、当社が定める方法に従って故障等が生じた旨を可及的速やかに当社に通知した上で、故障等の生じた機器を当社が指定する場所へ送付するものとします。

故障した機器を当社指定場所への送付費用、交換機器の送付費用は当社が負担することとします。

故障等が、本サービス利用者の責に帰すべき理由によるときは、別表に定める違約金もしくは弁済金と、当社または当社が指定する事業者が故障等の原因を調査、取替え等の必要な処置に要した費用を、本サービス利用者が負担するものとします。

本サービス利用者は、商品のサービスエリアを確認の上、申し込むものとします。

サービスエリア内でも、建物の影響、通信事業者の通信障害等の理由で、通信ができない場合があります。

上記の理由で通信ができない場合、下記に記載の通り、当社は責を負わないものとします。

- ・不具合にかかる当社の責任範囲

本サービスにおける商品の不具合にかかる責任範囲は、当社が提供する商品の故障に起因する不具合に限るものとし、以下の起因する接続不具合が生じた場合、当社はその責を負わないものとします。

- ・本サービス利用者の、機器の取扱いや使用方法に起因する不具合
- ・本サービス利用者が保有する機器の仕様、操作、設定、機器の互換性等に起因する不具合
- ・通信会社、接続事業者およびアプリケーション提供元等の都合に起因する不具合
- ・本サービス利用者等が商品を使用する際の周囲の地形、建物等の障害物およびレーダー、家電製品等の電波干渉の影響に起因する不具合
- ・第 4 条の規約に基づき、本サービス利用者が利用する地域がサービスエリア外の場合
- ・通信事業者の定める通信量以上の利用による通信制限
- ・天災地変等の不可抗力に起因する不具合
- ・その他、当社の責に依らない事由に起因する不具合

- ・紛失

貸与機器、SIM カードの紛失、付属品の紛失、破損、盗難等が生じた場合は、ただちに当社にその旨を通知するものとし、この場合、当社は当該サービス利用者に対し、別表に定める、貸与機器の弁済代金、SIM 再発行手数料を請求できるものとし、当該利用者はこれを支払う義務を負うものとします。

盗難紛失等の際に生じた第三者による通話/通信料等は、利用者に支払いの義務があるものとします。

[別表]

|     | スマート<br>フォン | タブレット    | W F i<br>ルーター | 衛星<br>携帯電話 | 付属品    | SIM再発行<br>手数料 |
|-----|-------------|----------|---------------|------------|--------|---------------|
| 弁済金 | 30,000円～    | 30,000円～ | 30,000円～      | 300,000円～  | 1500円～ | 3,000円        |

#### 第 17 条（安心補償オプション）

サービス利用者は、申込時に任意で安心補償オプションに加入できるものとします。

レンタル期間中の水没・破損による毀損に対してその損害を全額補償します。

紛失・盗難は補償の対象外となり、16条に定める弁済金支払いの対象となります。

安心補償オプションの適用を受ける回数が著しく多い場合は、サービス提供中でも当社が途中で解約できるものとし、次回の契約の際、当社判断により安心補償オプションのご提供をお断りすることもございます。

|           | 安心補償オプション加入時 | 安心補償オプション非加入 |
|-----------|--------------|--------------|
| 水没・全損     | 全額補償         | 全額請求         |
| 盗難・紛失     | 全額請求         | 全額請求         |
| 経年劣化による故障 | 無償交換         | 無償交換         |

#### 第 18 条（再契約（延長））

ご契約期間満了日までにご申告があれば、貸与機器の再契約（延長）することができます。

サービス利用者がレンタル期間の再契約（延長）を希望する場合には、当社に対してご契約期間満了日までにご旨を通知し、承諾を得るものとします。

ご利用料金、その他オプション料金に変更になった場合は、変更された料金が再契約後から適用となります。

期日までにご連絡がなかった場合は、再契約（延長）ができないものとし、本サービス利用者は速やかに貸与機器を返還するものとします。

ご契約時に提示していただいた書類は、再契約時には、再度提出していただく必要はございません。

ただし、再契約（延長）のお申込みの時点で、最初にご提示いただいたご本人様確認書類の有効期限が切れていた場合や担当者の変更があった際には、再度提示していただく必要がございます。

再契約（延長）料金のお支払方法は、銀行振込のみとし振込手数料は本サービス利用者が負担するものとします。

#### 第 19 条（契約解除、延滞料金）

本サービスの契約は申し込みに基づく返却期日までに貸与機器を返却することで、解約することができます。

返却期日より早く返却された場合にも、返金はできません。

延長依頼の連絡のないまま、利用期間終了日から起算し 14 日以内に貸与機の返却が確認できない場合は端末紛失とみなし弁済金として端末代金+延滞金を請求し、本サービス契約者はこれらの支払債務を負うものとします。

延滞金や弁済金の支払い後に端末の返却をされた場合にも、返金はできません。

#### 第 20 条（貸与機器の売買）

本サービス利用者による貸与機器の買取りは原則出来ないものとします。

#### 第 21 条（禁止事項）

本サービス利用者は、本サービスの利用にあたって、次の各号に定める行為を行ってはならないものとします。

- ・本サービスに関連して、第三者の著作権、商標権、その他一切の権利を侵害する行為、またはそのおそれのある行為
- ・本規約に反する行為
- ・その他当社が合理的理由に基づいて、不適切・不相応と判断する行為

#### 第 22 条（緊急利用停止）

第 19 条に定める禁止事項に違反する行為を行ったと当社が判断した場合、または本サービス利用者が支払うべき利用料金等を、再請求もしくは督促の支払期日を経過しても支払われない場合、事前告知の有無に係わらず、緊急利用停止の処置を講じる場合があります。

#### 第 23 条（損害賠償）

本サービス利用者が本サービスの利用に関して、当該利用者の責に帰すべき事由により当社に損害を与えた場合、当該利用者は当社が被った損害を賠償するものとします。

本サービス利用者が本サービスの利用に関して、第三者に損害を与えた場合、または第三者と紛争を生じた場合、当該利用者は自己の責任と費用でこれらを解決し、当社にいかなる責任も負担させないものとします。万一、当社が他の利用者や第三者から責任を追及された場合、当該利用者はその責任と費用において当該紛争を解決するものとし、当社を一切免責するものとします。

#### 第 24 条（サービスの変更・廃止）

当社は、都合により本サービスの全部または一部を変更、追加、廃止することがあります。

当社は、前項の規定によりサービスの全部または一部を廃止するときは、本サービス利用者に対し、サービスを廃止する 1 ヶ月前までにホームページにてその旨を通知します。

本サービスの全部または一部を変更、追加する場合における提供条件は、変更後の本規約によるものとします。

本サービスを廃止する場合において、本サービス規約は当該廃止の日に解除されるものとします。

#### 第 25 条（個人情報の管理）

本サービスの申込、契約締結の為您ご提示いただいた個人情報については、次の各号に定める利用目的の達成に必要な範囲で適正に取り扱います。

- ・本サービス等に関するお問い合わせ、ご相談にお答えすること
- ・携帯電話不正利用防止法、その他法令に定められた不正利用防止の目的
- ・本人確認、料金案内、請求、サービス提供条件変更案内、サービス停止、契約解除などの連絡、その他のサービス提供に係わるご案内を行うこと
- ・当社または当社の提携会社が提供するサービスに関する販売推奨、アンケート調査および景品などの発送を行うこと
- ・当社サービスの改善または新サービス開発の為您ご提示いただいた情報の分析を行うこと

当社は、サービス提供に必要な業務の実施に際し、業務委託先に個人情報を提供する場合があります。その場合、個人情報保護が十分に図られている企業を選定し、個人情報保護の契約を締結する等、必要かつ適切な処理を実施します。

当社は、個人情報を本人の同意を得ることなく、業務委託先に以外の第三者に対して提供はしません。ただし、法令により定めがある事項については、その定めるところによります。

モバイルデータ通信端末の利用にあたり、本サービス利用者または利用者が使用したデータ・閲覧情報・履歴情報等は当該利用者にて適切に管理・消去するものとします。当該端末利用中または契約解除及び端末返還後の情報管理・データ消去については、当社は一切の責任を負いません。

#### 第 26 条（クーリングオフ）

回線契約にかかわるものはクーリングオフの対象となりません。

#### 第 27 条（反社会的勢力との取引排除）

1. 当社及びサービス利用者は、次に定める事項を表明し、保証するものとします。

（1）自己及び自己の役員・株主（以下「関係者」という）が、暴力団、暴力団関係企業もしくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」といいます）でないこと

（2）自己及び自己の関係者が、反社会的勢力を利用しないこと

（3）自己及び自己の関係者が、反社会的勢力に資金等の提供、便宜の供給等、反社会的勢力の維持運営に協力又は関与しないこと

（4）自己及び自己の関係者が、反社会的勢力と関係を有しないこと

（5）自己が自ら又は第三者を利用して、相手方に対し、暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用いず、相手方の名誉や信用を毀損せず、また、相手方の業務を妨害しないこと

2. 当社及び利用者は、相手方が前項に違反したと認める場合には、通知、催告その他の手続を要しないで、直ちに本契約の全部又は一部を解除することができ、この場合、相手方は他方当事者に発生した全ての損害を直ちに賠償するものとします。

#### 第 28 条（準拠法および管轄）

本規約に関する準拠法は日本法とします。

本規約またはこれに関する紛争にかかわる事件の合意管轄裁判所は、訴額の如何に拘わらず、東京地方裁判所とします。

#### 第 29 条（協議事項）

本規約に定めのない事項が生じた場合および本規約の解釈に疑義が生じた場合は、当社と会員の間で協議し全力で解決するものとします。

#### 第 30 条（規約外事項）

本規約以外に当社と利用者間に別途の取り決めがある場合はそれを優先するものとします。